平成２７年（フ）第７１００号
神奈川県川崎市川崎区大島４丁目５－３－303
債務者　古市　映里
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１０１号
東京都豊島区南長崎６丁目21―12　サンローザ壱番館　201
債務者　有澤　恭子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１０２号
千葉県松戸市栄町２丁目121―201、住民票上の住所千葉県松戸市上本郷2329―８
債務者　渡邊美智代
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１０４号
東京都多摩市鶴牧２丁目26―１―104
債務者　新垣　修司（旧姓都鳥）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１０６号
東京都練馬区石神井町７丁目９－８―102
債務者　風見　栄二
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東２丁目７－２
債務者　福岡　圭吾
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１１６号
埼玉県川口市坂下町３丁目13―19
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８１号
大阪市淀川区新北野１丁目11番11―207号、前住所岡山市南区阿津1587番地
債務者　道口　　歩
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９２号
大阪市住之江区平林南２丁目１番２号　新住之江マンション303号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目４番14―412号　藏本方
債務者　砂山　彩子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９３号
大阪市住之江区平林南２丁目１番２号　新住之江マンション303号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目４番14―412号　藏本方
債務者　砂山　奈美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０９１号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目12番14号　アメニティ住ノ江305
債務者　阪本　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１１号
東京都青梅市二俣尾２丁目661番地ウィステリアⅠ202
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１２号
東京都青梅市二俣尾２丁目661番地ウィステリアⅠ202
債務者　鈴木　愛梨
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７０６７号
東京都練馬区北町２丁目32―15―301
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１１７号
東京都練馬区桜台３丁目２－９―304
債務者　高田富美子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部